



中国の女子教育思想と儒教

| | |
|-----|---|
| 著者 | 崔 淑芬 |
| 雑誌名 | 筑紫女学園大学・短期大学部人間文化研究所年報 |
| 号 | 25 |
| ページ | 157-170 |
| 発行年 | 0014-08-31 |
| URL | http://id.nii.ac.jp/1219/00000454/ |

中国の女子教育思想と儒教

崔 淑 芬

The Effects of Confucianism to Women's Education in China

Shufen CUI

はじめに

女性教育思想の形成は、秦・漢において、儒学の勃興と共に、倫理道德の規範である礼教を系統的に完成したものである。

古代の女性教育は社会、家庭という形で行われ、その思想、風俗は国家から郷村まで人々の心に浸透している長期に亘って維持されてきた女性教育の中で培われ、女性は無視されていたのではなく、逆に歴代の支配者は皆、理想的な良妻賢母をつくりだすことに力を注いでいた。支配者は女子に対する教材の編撰、選択を大変重視し、女性教育には統治の重要な一環として力を注いでいる。これらの教材を通して治国の指導思想の浸透、庶民の従順、社会の安定を狙ったからである。

周知の通り、中国思想史上、春秋戦国時代の諸子百家の思想が全体的に後世に影響を及ぼしている。この諸子百家の中でも、全思想の主流として後世の社会的・政治的・経済的、また教育的側面に多大な影響をもたらしたのは、言うまでもなく儒家の思想であるが、紀元前五世紀頃に孔子によって儒家が確立されて以来、秦・漢・晋・隋・唐・宋・元・明・清各朝時代を経て今日に至るまで、中国のいわゆる「学術思想」及び社会の生活形態は、およそ直接的あるいは間接的にこの中国の歴代正統思想である儒教の影響を受けている。もちろん中国の教育の思想も、従って儒家の思想がその正統派となるが、この正統性は前漢の武帝の時（紀元前156－前87年頃）に儒教が国教化して以来二千年もの間、理論上・政策上はもちろんのこと、実践面においても一貫して変わっていない。女子教育においては、後漢時代の良家の女子には儒教の素養があったり、学

間を好み音楽に長けた者もある程度おり、それらが社会常識からも女子の教養の範囲として見られていたことが『後漢書』列女伝、皇后紀からわかる。正史に列女伝が立てられるのは『後漢書』が最初であって、国家教学の儒教からみて、理想的な女性の概念が確立したのは後漢時代といえる。この『後漢書』列女伝は、ほぼ時代順に人物が配されているが、これによれば才長けている女性の筆頭は班昭ということになる。

本論は、中国古代における女子教育思想の形成に焦点を当て、先行研究を踏まえ、その関わっている班昭の『女誡』を検討しながら、儒教との接点を探り、女子教育の思想像を提起するものである。

一. 女子教育の指導思想の形成

1. 女子教育の基準

二千余年間の歴史的価値を具備して継続し、社会発展の軌道に乗った儒教という中国の基本思想は中国社会に根付いている。その考えは修身、齐家、治国、平天下を達するため、「三綱五常」を強調している。「三綱」とは、君臣・父子・夫婦の間の秩序を守るべしという道徳であり、「五常」とは、仁・義・礼・智・信の五つの道義である。いずれにしても儒教で人の守るべき君臣、父子、夫婦の道と仁義礼智信、所謂身分の尊卑と、近きより遠きにおよぼすに愛ということを根本とした儒家の思想を正統にし、人として常に踏み行い、重んずべき道のことである。

中国の伝統文化、教育を長く支え続けてきた一つの重要な原因は、倫理道徳と思想教育を中心とした社会教育である。『礼記・大学第四十二』によれば、「古之欲明明徳於天下者先治其国、欲治其国者先齊其家、欲齊其家者先修其身、欲修其身者先正其心、欲正其心者先誠其意、欲誠其意者先致其知、致知在格物。物格而後知至、知至而後意誠、意誠而後心正、心正而後身修、身修而後家齊、家齊而後国治、国治而後天下平」。いわゆる、「古来、崇高な徳行を天下に明らかにしようとする者は、先ず自ら国家を治めること。国をうまく治めようとするれば、先ず自らしっかりと家庭を整えなければならない。家庭を整えようとするならば、先ず自らの教養を高めること。自らの教養を高めようとするれば、道徳をもつこと。徳を正しくしようとするならば、自ら誠実な気持ちをもつこと。誠実にしようとするれば、先ず知識を身に付けなければならない。知識を得ようとするれば、まず物事をよく探究しなければならない。そうして、物事をよくわかることによって初めて本来の知識を理解することができる。知識の真諦を理解することができてこそ初めて誠実になれる。誠実であれば、初めて道徳をもつ人間になる。道徳をもっているならば、初めて自らの修養を高めることができる。自らの修養が高められた後にこそ初めて家庭を整えることができる。家庭を整えてこそ初めて国を治めることができる。国を治めることができこそ初めて天下を安定することができる」と国を治めるため、社会の基盤である家庭教育の重要性を強調している。すなわち「家」はミニチュアの国家であり、この「家」を礼によって治めることが最終的には国家を治めることになる。女子教育の方針はこの「治家」に対しての女性の立場からのアプローチ

チであるともいえる。その教育の主旨と方針は儒学思想に基づく女子教育である。

女子教育の方針の形成は主に春秋戦国時代から漢・宋・清を経て、系統的に完備された。

「礼教」は女子教育の根本的な指導思想になっており、「三従四徳」はその思想の核である。『儀礼・葬服』の中で、「婦人は三従の義務がある。故に、嫁に行く前に父親に従い、嫁に行くと夫に従い、夫がなくなったら息子に従うこと」という「男尊女卑」の規範を示した。儒学の祖である孔子は女性に対して「七去」の項目を述べた。この七去とは「父母に不順であれば家を出ること、子供を生まなければ出る、嫉妬すれば出る、淫靡だったら出る、悪疾にかかれば出る、口数が多ければ出る、窃盗を犯せば出る」という礼教を提唱した。教育については、『礼記・内則』の中で「男は学校で学び、国家をもって志とする。女性は家のために学び、四徳をもって志とする」と、明確に男女教育のあり方が示されている。その「四徳」については、後漢（25～220年）の女性歴史家、曹大家と呼ばれている班昭が『女誡』の中で、詳細に述べている。「女性には四つの徳が必要。一には婦徳、二には婦言、三には婦容、四には婦功。婦徳とは、必ずしも才智がとびぬけていることではない。婦言とは、必ずしも口達者なことではない。婦容とは、必ずしも顔形がきれいなことではない。婦功とは、必ずしも手先が人より器用だということではない。清らかで謹み深く、貞節を守って折り目正しく、ことをなす時は恥を心得、動静が法にかなう。これを婦徳という。言葉を選び説き、悪語は口にせず、時にして初めて述べ、人に嫌われることはないことを婦言という。体が汚ればよく洗い、服飾はいつもさっぱりし、挙措動作が端正で重々しく、浴するに時を以ってし、塵垢まみれの恥をさらさぬことが婦容である。専ら紡ぎ織りに励み、戯笑を好まず、潔らかに酒食を調べ、うやうやしく客に奉ずる。これを婦功という」（注1）と、女性の言行を厳然と規格化している。また、「これらの四徳は、女性の最高の徳、欠くべからざるものである。実行し易いが、ただ心がけるのみなのだ。古人の話によれば、仁は遠いものだが、それを求めれば、仁はやってくる」と強調していた。（注2）そこからみれば、班昭を始めとする春秋戦国時代以来の封建的な倫理道徳、すなわち中国歴代の「女教」に関する教科書は、皆この「四徳」を中心として展開していた。それがまた、社会における女性らしさの基準にもなっていた。

班昭によりつくられた「四徳」は、歴代の支配者に重視され、女子への道徳教育の基準の第一位につけられた。家庭に閉鎖された女性は、親や夫、兄弟、子供の面倒をすべて見なければならぬ。忍耐強く礼儀正しく、貞操を持ち、勤勉節約などの美德を持つてはじめて「良妻賢母」となることができる。特に婦徳は、言、容、功の源である。それをもって、各家庭が安定してこそ、国家も安定することができるという儒学思想の発想から、女性の修身道徳さえしっかりしていれば社会秩序の基礎が打ち立てられるものとしている。その「四徳」は、班昭自身の生活体験の結晶である。

班昭（45年？ - 117年？）、名は昭、字は恵姫、または恵班、一名を姫という。中国、後漢の文人、作家。中国初の女性歴史家。扶風安陵（今、陝西省咸陽市東）の人。父の歴史家・班彪、同じく歴史家兄班固・超らはいずれも儒学大師で知られている学者の一族であった。

父の班彪は司馬遷の『史記』のあと、後漢武帝の太初年以後の歴史を継いで、後伝六十五篇を

書いて補ったのである。彪の死後、班固は父の遺志を継いで前漢高祖から王莽滅亡までの約三百年間の歴史、いわゆる独自の後漢歴史専門書である『漢書』を集大成しようと思い、58年（明帝永初6年）から二十余年を費やして完成を急いだが、和帝の時に匈奴征伐に従軍、事に連座し61歳で獄死した。そのため残り八表と天文志を欠いていた。班昭は幼い頃から名門顯賞の富豪家庭で家庭教育を受け、早くより才学をもってあらわれた。14歳の若さで曹世叔のもとに嫁いだが夫に死別した。彼女は再婚せず、夫の兄弟の面倒を見るとともに子供を育てながら学問研究に没頭、一代の高名な史家として名を知られた。また、徳の鑑とも称されている。後漢では廉潔を尚び、気節を負うことは、女性にとっては「淑徳」と称された史上的名誉を得た人であった。東漢の和帝がそれを聞き、宮中に召して皇后や貴人の教育に当たらせ、班昭より経学、天文、画算の学を修めさせた。皆、班昭を尊敬し、「曹大家」と呼んでいるが、それは曹家へ嫁いだ曹姓を称し、大家は女子の尊称である。

ここで、皇后・妃嬪らが受けた教育は主に「婦徳、婦職と宮廷礼儀」である。皇后の「母儀天下」とは、従来の支配者の考え方で、天下すべての母親の手本である。また、妃嬪・宮女たちは、宮廷の礼儀・規則を知り、教養を高めるため、さまざまな知識を学ばなければならない。彼女らの学習内容は、経、史、子集、算術、律令、吟詠、書道であり、その他、棋画など儒学経典や技能を学ぶ以外に、天文、数学、自然科学知識をも学習している。この制度は春秋戦国時代から既に始まっていた。

前述したように、後漢和帝は、史学者であり才女であった班昭を招聘し、皇后、妃嬪に教えさせた。それにより、多数の博学多才で、教養高く廉潔な「女才子」が現れた。のち鄧太后となった鄧皇后は、その中の一人である。

鄧皇后は名を鄧綏（81年～121年）、漢の功臣世家の出身である。祖父・鄧禹は、漢の開国の功臣で、高密侯に封じられ、父親は護羌校尉になっている。彼女は幼い頃から、厳しい躰と学習をさせられた。六歳で四書の勉強を始め、十二歳の時、すでに『詩経』・『論語』などの経典を熟読し、兄によく難しい質問をした。昼は家事や裁縫などの女仕事を学び、夜は読書。十五歳の時、宮廷に召されたが、彼女は美しさと賢さで翌年「貴人」になり、のち皇后になった。彼女は宮廷教育に注目し、自ら班昭に師事する。そして経書の勉強の他、天文、算術なども学んだ（注3）。さらに宮廷内の五歳以上の四十人余りにのぼる皇帝の子孫や、親戚三十人余を集め、「邸第」（塾）を開き、班昭に教えさせ、自らは「監試」となっている（注4）。それによって宮廷教育が盛んになった。その目的としては、後宮の文化教養を高める他、最も重要なのは、文徳、忠孝を以って、宮廷教育を行うことにより、皇室内の紛争や国家の禍乱悲劇を避けるためである。漢の和帝なき後、一時期幼い皇帝の後見を務め、政治の安定、経済の発展に貢献した。

また、班昭は後宮后妃の師範をしながら、兄の『漢書』編纂を引き継いで「八表」と「天文志」を完成した。その功績は高く評価され、『漢書』も『史記』以来、初めての紀伝体断代史として後世の紀伝体正史の先駆けとなったのである。

『漢書』は発刊されたが、その中には古漢詩および出典が多かったため、分かりにくいものであっ

た。班昭はその解釈のため講習堂を開いたが、その受講者は千名にものぼり、有名な経学大師馬融も彼女の門下生であった。

一方では、古代の女性教育は社会、家庭という形で行われ、歴代の支配者は皆、理想的な良妻賢母をつくりだすことに力を注いでいた。支配者は女子に対する教材の編撰、選択を大変重視し、女性教育には重要な一環であるとしている。これらの教材を通して治国の指導思想の浸透、庶民の従順、社会の安定を狙ったからである。

2、女性読本と女子教育

女子教育の教材は、主に経、史、子集等典籍を理論の根拠として使い、中国の伝統的な婦徳、容儀、貞節、才覚、品德などを教育の主旨としてつくられたものである。

二千年にわたって行われてきた女子教育史において、女性ための読本は膨大な数字にのぼった。代表作を取り上げてみると、前漢の劉向の『列女伝』、『古列女伝』や後漢の班昭の『女誡』をはじめ、魏晋の陳暁『女典篇』、北齊の顔之推『顔氏家訓』、唐代の文学家、教育家である宋若華・宋若昭二姉妹の『女論語』、北宋の司馬光の『司馬温公家範』、『温国文正公文集』、南宋朱熹の『朱子文集』『朱子公文集』、『朱子語類』及び明代の帰有光の『貞女論』、清代の藍鼎元『女学』、陳宏謀の『教女遺規』、陸圻の『新婦譜』など、女性教育専門書として数多くつくられた。これらの女性向け読本は、いかにすれば賢婦になれるかを女性に教え、婦徳、婦職と礼儀に集中した内容になっている。女性の模範的な生き方を説き、美德に生きた女性、悪徳に滅びた女性を例示して女性の教訓とするとしている。ある本は、文化、算術、天文地理にも触れている。

これらの本は、儒学の道德思想をもって、詩・書の中から賢母・烈婦などを母儀（母道の模範）、賢明、仁智、貞順、節義、弁通（物事の道理をわきまえ知る）、また、賢妃、貞婦を取り上げ、それを本（もと）とし、家庭の和睦、教養の向上、言行の慎みなどを唱え、女性の貞順、節義、寛容、礼儀を守る女性を賛美した。

例えば、唐代の『女論語』は、女性の礼儀規範として大きな影響力を持っていた。

宋家姉妹の『女論語』は唐王朝に重視され、『新唐書』によれば宋氏の長女の宋若華は、唐の文学者にして教育者、貝州清陽（今の河北省清河）の人で、儒生宋廷芬の長女で、幼い頃から女教を受け、詩文にも堪能であった。彼女は孔子の論語、また班昭の『女誡』を崇拜し、『賢婦』をつくるための『女論語』一卷十二章を妹との合作で著した。（注5）この本は立身、家作、家礼、早起、事父母、事舅姑、事夫、訓男女、営家、待客、和柔、守節等十二章からなり、その目的は教戒訓を通じて賢婦になるようにとしている。『女論語』の特徴は、大衆向きでわかりやすいことにある。四字の構造で、韻を踏まえており、読みやすく、一般の女性たちに愛読されている。ある訓誡は今日でも家庭の躰においてよく使う言葉、例えば「言葉を慎み、行動を謹む。歩きは前向きに、脇目をふらず、喜びの時も声を出さず、怒りの時でも声を大きく出さず」ということを主張している。内容が豊富である上、わかりやすく、多くの女性に愛読されていた。『女論語』は班昭の『女誡』と並び、古代の女子教育史上、重要な地位を占めた。

一方、女性読本の編纂は皇后、あるいは皇帝自ら撰著、監修したものもあった。唐太宗の貞観年間、長孫皇后は十巻の『女則』を完成させた。武則天皇帝は文学、歴史学者を集め、『列女伝』百巻、『孝女伝』二十巻、『古今内範』百巻、『内範要略』十巻、『保傳乳母伝』七巻などを編集させ、民間に頒布して女性「必読本」としていた。とにかく、清代まで、女性の読本は千種余りにのぼった。皇室妃嬪の専用本もあれば、民間庶民女性のための本もある。その共通点は婦徳・婦職及び女性の礼儀を中心とした三従四徳を論じたものである。天文気象・人文地理・自然科学などには殆んど及んでおらず、女性の日常生活・家事等の「女学」の狭い範囲に限られている。分かりやすく、覚えやすさは、それらの教科書のもう一つの特徴である。『内則』、『内訓』、『女四書』、『女誡』など宮廷、名門貴族のための高いレベルの本の他にも、一般的庶民の女性も読めるもの、『女児経』、『列女伝』、『女論語』、『婦人訓誡集』などの本がある。それらの本は殆んど女性の手によって書かれたもので、著者自身の経験、感想、発想から述べてあるため、女性たちに受け入れられやすい。そして、大部分の女学教材は、読者を引き付け、更に理解させるため、図・絵を付している。例えば、有名な絵の専門家、東晋の顧愷之は張華の『女史箴』のために、明の讐英も『列女伝』に多くの挿絵をかき、本の筋もいきいきとしている。今は、貴重な古代美術品になっており、保存されている。

ところで前漢の初めは老荘の思想は社会の時流であった。いわゆる老子と荘子の学で、儒学や墨学の人為主義を否定し、宇宙万物、人生の根源的な道を求めるもので、戦国時代から前漢にかけて成立した。(注6) 老子の思想は主として儒教の教説に対する反論であり、儒教が孔子以来の学徒により、行動の規範としての礼の形式を固定化してしまっていることに対し、そのような努力は無用であるとして無為自然を主張、純朴な原始社会への復帰と、同時に統一国家の出現を予想したのである。荘子は人間の絶対自由と万物斉同の理を論じ、個人主義的無政府主義的で、無用の用を核心とした。(注7) 老荘学中の「簡素」は前漢の支配者に尊ばれ、礼式制度も多少改善したのであるが、「礼儀教育」を一層発展させ、整えたのは前漢になってからである。

しかし、漢の武帝は、朝廷に必要とした天子の支配権に対する理論的基礎を打ち立てるため、儒学者董仲舒の「罷黜百家・独尊儒術」(諸子百家の思想を排斥して孔孟の道だけを尊ぶ)という主張を取り、それを漢王朝の要諦として、皇帝の支配権を強める理論的基礎としたため、政治的指導原理となった。(注8) 以後儒学は国家の保護を受け、中国における政治理念として重んじられるようになった。漢武帝は孔孟の「君々、父々、子々」の等級観念を採り入れ、そこから「三綱」(君は臣の綱と為す、父は子の綱と為す、夫は妻の綱と為す)、五常(仁・義・礼・智・信)が生み出され、封建的社会的「綱常名教」となった。

その後、漢文帝、景帝の時、儒教が国教の地位を固め、特に忠・孝道を重視、女性に対しては貞節を奨励、孝子貞女の旌表を与えるようになった。このような社会風潮、支配者の方針に浸透した儒学思想の中で、伝統的な男尊女卑の立場に立ち、女性の道は三従四徳であると主張する班昭の「七誡」は、支配者の都合や、その時代の社会に適合したものであったかも知れない。これにより儒学は、国家の政治的指導原理となった。以後儒学は国家の保護を受け、中国における政

治理念として重んじられるだけではなく、教育の理念にもなっている。これらの「三従四徳」、「三綱五常」から封建的政権、族権、親権、夫権が産み出されたのである。この女子教育の根本的な指導思想が完全に固定されたのは、宋代において、「理学」と称せられている思想が社会を風靡してからである。南宋の儒者朱熹（1130年～1200年）はこの理学と儒教を融合して、独自の「朱子学」を提唱し、それが儒学の正統たる地位を占める頂点になったが、彼は漢代の「三綱」を特に強調した。「三綱は人道のもとであるが、夫は妻の綱となすことが一番重要である」とし、また、孔子の言う妻としての「七出」は「正常な道理」（注9）と明言した。「朱子学」は清朝前期までの女子教育に大きな影響を与え、清朝では朱子学の宋儒学を継承し、女性に貞・節・孝などの教育を一層強化した。

「理学」については、いわゆる「女性は、従順であることが婦の道である。……礼というのは理であり、楽というのは和であること。理は先、和は次。君臣父子兄弟夫婦、これを天地万物の理という」。（注10）この理学の論理により、女性の社会的地位の低さが更に固まったのである。

二. 『女誡』の主旨と影響

1. 『女誡』の内容

幾多の女訓書の中で最も代表的な著作は、女性教育家班昭が書いた『女誡』である。

後漢班昭（曹大家）の『女誡』は、儒学的な礼教を主張し「三従の道、四徳の儀」を論じ、女性が社会で生きてゆける方法を述べている。この本は、班昭晩年の時、女性への「訓誡」を示した集大成であり、女性用専門の本である。『婦礼』が分からなければ家族や祖先に恥をかかせることになる」と、女性の言行の準則を詳細に述べている。『女誡』は古代女子教育の教典になり、支配者は「簡潔で明確、万代の規則とすべきだ」と極めて重視していた。

『女誡』は辞と本文七篇からなり、卑弱第一・夫婦第二・敬慎第三・婦行第四・専心第五・曲従第六・和叔妹第七。全文千六百字しかないが、幅広く女子教育を論じ、妻として、嫁としての規範にとどまらず、謙譲と恭敬に基づいた、女子としての儒教的人格の完成を目的としている。当時の家庭教育の経典となっている。

班昭は、「序」の中で次のように述べた。

「鄙人愚暗，受性不敏，蒙先君之余寵，頼母師之典訓。年十有四，執箕帚于曹氏，於今四十餘載矣。戰戰兢兢，常懼細辱，以増父母之羞，以益中外之累。夙夜劬心，勤不告勞，而今而後，乃知免耳。吾性疏頑，教道無素，恒恐子穀負辱清朝。聖恩橫加，猥賜金紫，實非鄙人庶幾所望也。男能自謀矣，吾不復以為憂也。但傷諸女方當適人，而不漸訓誨，不聞婦禮，懼失容它門，取恥宗族。吾今疾在沈滯，性命無常，念汝曹如此，每用惆悵。間作《女誡》七章，願諸女各寫一通，庶有補益，裨助汝身。去矣，其勸勉之！」（注11）

つまり、

「私は暗愚で、親から受けた天分もそれほどでもなかった。それなのに父の寵愛を蒙り、また

師である母の教えに頼って、十四歳で曹氏に嫁ぎ、今では四十余歳となっている。いつも戦々恐々とし、常に辱められ斥けられて、その結果父母の辱めを増し、親類に迷惑をかけることを懼れている。朝晩心を碎き、苦勞を口にせず、これより以後は、それから免れることを知るのみ。私の天分は愚かで、人を教え導く才はもとより持っていない。いつも息子の穀が辱を朝廷に負うことを恐れる。それなのに朝廷からは過分な戴き物があり、たくさんの錦糸を頂戴している。これは実に、私の望むところではない。男はよく自ら考え、行動し、君子としてはそのことを憂いとはしない。ただ、私の心痛むのは女性たちが、他家に嫁ぐにあたって、訓戒に親しまず、女性としての礼儀を聞かず、容を他門に失って恥を家族に与えることを懼れる。私は今、病が重くなって、常ならない状態である。あなた方がこのようになることを心配し、常に悲しむことがないように女誡七章を作る。願わくはあなた方はこれを各々一通写本しなさい。こい願わくは、それがあなた方にとって補益裨助するところあれば幸いである。これに相励まれんことを」。

それは、後漢の女性たち、特に後宮の手本となった班昭が、病床から嫁ぎゆく娘らに与えた新婦の心得書であった。つまり班昭は自ら経験したことを述べ、夫の家や実家に迷惑をかけはしないかと心配し、自らが朝夕一生懸命努力した姿を見せたわけである。また、息子の成長や驥、そして朝廷で咎めを受けはしないかと心配することより、娘たちの嫁としての礼儀知らずということが我が一門の恥となることを気に懸けた心境から、「女の誡め」を書いたわけである。

『女誡』の内容から見てみる。

「卑弱第一」では、女子の本分が、人に従い、仕えるものであることを強調している。礼法という女の三つの義務を述べている。①「卑弱」である。男性を先に立てて自らの善行を云々言わないこと。②「執勤」である。文句を言わずに黙々と自分の努めを成し遂げること。③「継祭祀」である。言動を謹み、先祖に酒食を供すること。これらの三つができれば必ず名誉が上がり、恥をかくことはないとしている。

「夫婦第二」では、夫婦の道を天地陰陽に比し、これが人倫の中で、大切なものとしている。また、夫の妻に対する威厳と妻の夫に対する義理の重要性を説き、男女それぞれの礼儀教育の必要性を説いている。

「敬慎第三」では前篇を受けて、「女性は辛抱と寛容」は「敬順の道」の最高の礼となることを主張し、また、夫婦の「義」と「恩」については、仲良く親しく好意を持って睦み合うことを力説している。(注11)

「婦行第四」は女子の「四行」について述べている。「四行」とは即ち、「婦徳」、「婦言」、「婦容」、「婦功」である。(注12)

その原文を取り上げて見てみる。

「婦行第四。女有四行。一曰婦徳、二曰婦言、三曰婦容、四曰婦功。

夫云婦徳、不必才明絶異也。婦言不必弁口利辞也。婦容不必顔色美麗也。婦功不必技巧過人也。幽閑貞静、守節整齐、行己有恥、動静有法、是謂婦徳。扞辞而説、不道惡語、時然後言、不厭於人、是謂婦言。盥浣塵穢、服飾鮮潔、沐浴以時、身不垢辱、是謂婦容。専心紡績、不好戲笑、潔

齋酒食、以奉賓客、是謂婦功。此四者、女人之大節、而不可乏無者也。然為之甚易。唯在存心耳。古人有言、仁遠乎哉、我欲仁而仁斯至矣。此之謂矣。」(注13)

いわゆる

「女に四行あり。一に曰く婦徳、二に曰く婦言、三に曰く婦容、四に曰く婦功なり。婦徳というのは、必ずしも才に長け他人と懸絶していることではない。婦言は必ずしも弁口利辞ではない。婦容は必ずしも容色美麗なことではない。婦功は必ずしも技巧が他人に優れていることではない。幽間貞静、節を守り整齐とし、己を行うに恥がある。立ち居振る舞いが法に適っている。これを婦徳と言う。言葉を選んで話し、悪語を言わず、時にして然る後に言い、人に厭われず、これを婦言と言う。顔の汚れはよく洗い、服装は清潔にし、沐浴時を以て行い、身垢辱せず、これを婦容と言う。心を紡織に専にし、戯笑を好まず、酒食を潔斎、以て賓客に供す、これを婦功と言う。この四つは、女人の大徳にして、これを乏しくしてはならないものである。しかも、これを為すことは甚だ易く、ただ心を存するに在るのみ。古人言える有り、仁遠からんや、我仁を欲して、仁ここに至るとは、この謂いである。」

と、女性には四つの行いが必要であるが、それは「並外れた才知」や「気の利いた口説」、「顔色美麗」であることや、「飛びぬけた手先の器用さ」を言っている訳ではないことを強調し、その四徳は女性の最高の徳であり、欠くべからざるものであると提唱したのである。この「四徳」論は、女性道徳の基本となり、これも貞節観の重要な理論的基礎になった。

「専心第五」では、夫に心を専らにし、容儀を正すことを述べたのである。儒教道徳のもとでは「夫者天也」、いわゆる「夫は天」である。これについて、班昭は「天はもとより逃れることができないものであり、夫も本来離れるべからざるものだからである。」ということを出張している。そこで、次の「曲従第六」では、舅姑の心を得るには、曲げて従うに越したことはないと言っている。従順であれば「妻が影や木霊のように従順であるならば、どうして褒めずにいられようか」と言われる。更に、最終の「和叔妹第七」において、舅姑以上にその心を失ってはならないのが夫の妹であることを強調していったのである。叔妹は夫の妹と解されているが、広く夫一族の女性で同じ家に暮らしている者と解しても、間違いではないだろう、と舅姑に愛されること、義妹に褒めてもらうようにすることを述べ、班昭は娘たちに対して婚家においていかにして波風を立てずに、しかも自分の立場を守って生活するかという方法を教えている。彼女自身が、「私は今、いつ治る当てもない重病。いつ死ぬかわからない。あなたたちがこんな有様なのを思えば、気掛かりでならぬ。折にふれて女の誡め七章を作った。どうか娘たちよ、各自一通ずつ写しておいておくれ。多分お前たちの身の足しになるであろう」と書いたのである。(注14)

『女誡』における女子教育の提唱が、社会の上層における女子への教育は、班昭が意図していたよりも、もっと高い教養を身につけ、広い学問・教養を女子に与える方向にむかい、女子へ教育を施すことを公に認めるような方向に向かう働きをしたことを示すものと窺える。

2、女子教育への影響

前漢武帝の時代において、儒教は国家教学として採用され、後漢時代には儒教研究が盛んであった。前述したように、班昭によりつくられた「四徳」は、歴代の支配者に重視され、女子への道德教育の基準の第一位につけられた。家庭に閉鎖された女性は、親や夫、兄弟、子供の面倒をすべて見なければならぬ。忍耐強く礼儀正しく、貞操を持ち、勤勉節約などの美德を持ってはじめて「良妻賢母」となることができる。特に婦徳は、言、容、功の源である。それをもって、各家庭が安定してこそ、国家も安定することができるという儒学思想の発想から、女性の修身道徳さえしっかりしていれば社会秩序の基礎が打ち立てられるものとしている。

班昭自身は、学者の家に生まれ、儒者の素養を身につけているため、『女誡』の執筆動機については、儒者における当然の帰結としている。彼女は、国家教学の儒教に従って、国家に対して女性として貢献するという事は、即ち家庭を治め、娘たちが婚家で平穩に暮らせるように願う気持ちの方が大きかったであろう。いわゆる、保身術として社会に対する諦念の色合いの濃いことを書いたのであるが、一方では、『女誡』は、女子の儒教教育を提唱し、学問が女性の価値を高めるといふ、当時の社会の方向を示しているとも考えられる。彼女の『女誡』夫婦第二には、「古訓其男、檢以書傳。殊不知夫主之不可不事、礼儀之不可不存也。但教男而不教女、不亦蔽於彼此之教乎。礼八歳始教之書、十五而至於学矣。独不可以此為則哉。」とある。つまり、「古訓により身を慎ませ、夫としてつとめ、しっかりと礼教を守る。ただし、男に教えて女を教えなければ、本当の夫婦の道とはいえない。『礼』によれば、男の子が八歳になれば始めて書物を教え、十五になれば太学へ行くことになっている。どうして女の子だけが右の制度を教育基準としていけないことがあるか？」と述べ、男女の教育における機会均等を意図し、女子が男子と同じように教育を受けるべきだと強く主張している。

古代における中国の教育は官学と私学の二種類になっていた。春秋戦国時代後、歴代王朝の下で私塾、また、唐代の玄宗から始まった書院などが、私学および官学として発展し、中国の古代教育発展史上において重要な地位を占めているが、閉鎖的な中国古代女子教育は、官学とも全く無縁であった。女子に対する主な教育形式は、皇室の場合は宮廷教育、民間では家庭教育となり、それが発展し社会的な教育ともなっている。多くの教科書の中で、『女誡』は、女性の道德教科書の代表作として、女子教育思想に大きな影響を与えた。『女誡』は、彼女が婚期を迎えた自分の娘のために書き記した教訓書であるが、当時の知識人に歓迎されて広く流布し、中国の女訓書の原型ともいべきものとなった。

それが後漢へ影響を与えただけでなく、明代には世祖の皇后である仁孝文皇后の『内訓』と合刻して、これを内外に頒賜したため、その権威を一層高めた。更に清朝に入ると『女四書集注』『状元閣女四書』の名で屢次再刊、普及されるに及んだ。古近代女子教育に与えた影響力の大きさが推測されよう。

まず、「三従」「四徳」は「男尊女卑」論や「女子は才がなくとも徳あれ」などの論理的な発想出典になっている。また、本人自らの体験、「十四歳で曾家に嫁ぎ、四十年余りの間いつもびく

びくし、離縁されたりしはしないか、叱責されはしないか、父母に恥をかかせ、夫の家や実家に迷惑をかけはしないかと、いつも心配していた」と述べ、女子の生きかた、また「夫は再婚の義務があるが、妻は再婚してはいけない」という「貞節」の提唱から「貞婦」「列女」などが正史の中に列伝され、歴代の支配者もまた貞操観念のある女性を奨励し、それを女性の手本として宣伝していた。清朝になると、「節婦」の旌表のほか、夫亡殉死の烈婦の旌表や拒姦致死の烈婦、列女の旌表をも行っていた。また、寡婦がやもめ暮らしを守るためには貧困の中での餓死を構わないとし、「餓死は事極めて小なるも、節を失うは事極めて大なり」。(注15)

班昭は宮廷教育家としてその論理を弟子達に教えた。一代の才媛は七十余歳で没した。死後、鄧太后は班昭のため素服して追悼し、盛大な葬式を行って高い栄誉を与えた。それは中国の史上において、極めて珍しいことであった。彼女の著作『賦』、『頌』、『銘』、『誄』、『問』、『注』、『哀辞』、『書』、『論』、『上疏』、『遺令』など、合計十六篇を媳婦（息子の嫁）の丁氏が『曹大家集』という書に編纂し、『大家賛』を添えて世に頒行したのである。また班昭死後、千数百年を経た1718年（康熙57年）、その霊は父彪や固・超兄弟の霊と合祀され、廟は四班祀と命名されている。

班昭の『女誡』は、明・清の際、大量に発行され、民間に流布した。その「女徳」教育思想は中国の古代教育だけでなく、近代教育にも大きな影響を与えた。それについては、近代の女子学校の教育方針からも窺い知ることができる。

1898年、中国人による初めての女学校「中国女学堂」が上海で正式に開設された。その教育方針としては、「新たな女性経道を開拓、民智を高め、女徳を養成、健康で優れた賢母、賢婦を育成する」と規定されている。それに基づいた授業科目は中国文化と西洋文化の二種類に分けられる。中国文化科の科目は主に『女孝経』、『幼学須知句解』、『内則衍文』、『女四書』、『唐詩』、『古文』などの本を教科書として教えているが、その後また、『儀礼』、『詩』、『書』、『記載内則』、『女誡』、『女訓』および『女講経』、『閨範』、『論語』などの儒学に関する本が増えた。その目的は孝、敬、礼、教、慈、勤、讓、学など八つの女徳基準を生徒に学ばせ、崇高な婦徳を持つ賢妻良母を養成するためであった。(注16)

また、正式に女子教育が取り上げられたのは1907年3月8日（光緒33年1月2日）に発布された「女子小学堂章程」と「女子師範学堂章程」においてであった。これは中国の女子教育史上において、初めて正式に女子の学校教育を認めたもので、画期的に公式の教育枠の中に一步を踏み出したのである。

「女子師範学堂章程」三十九カ条、「女子小学堂章程」二十六カ条の、二種類の学校とそれぞれの学校規定となっている。(注17) その設置の主旨については、「女子師範学堂章程」の「学科制度の女子師範学堂教育総要」によれば、「中国の女徳は、歴代がそれを尊ぶ。およそ女性としての道、主婦としての道、母親としての道については教典や儒学者の本の中に沢山書かれている。今、女子師範生は先ずそれを勉強し、常に貞静、順良、慈淑、節約などの美德に従い、中国従来の礼教を忘れず、社会の風化を維持する。……家庭と国家の関係は大変密接なものである。故に、家政がよければ国家も自然に盛んになる。家政のよさは、先ず女性が教育を受け、礼法をよく知るこ

と。また、女子教育は国民教育の基盤である。」(注18)更に、「凡そ東西諸国の中国風俗、礼儀に合っているものを受け入れ、合わないものは採用しない」と定められた。(注19) また、必修科目には修身、読経講経から始め、中国文字、算術、歴史、地理と格致、体操など八科目になっており、そのほかに図画、手工を随意科目とし、合計十科目である。その修身科目の設置について、「我が国古来の美風と礼教に違背することを許さず、卑俗放縦悪習に感染することを許さない。従って施すところの教育もまた、各々別様でなければならない。故に修身一科の設置は、古来良媛淑女の女徳に関する教訓を学ぶため、絶対忘れてはいけない」(注20)と規定されている。この二つの女子学堂章程によって、女子教育が正式に国家の教育体系の一部となっており、官立女子学堂を開く契機となった。

そこから見れば、清政府が女子学校を設ける目的は、中華伝統的な「礼法」に服従した良妻賢母のような女性を育成することが明確になっており、女子教育は先ず、古来提唱してきた「道徳」あるいは「女徳」を重視していることが分かる。それが「女子の徳操を教養するため必須の知識技能を教え、体の發育を健全化すべきだ」という女子学校を創立する方針の中に、その趣旨を定めていたのである(注21)。

それは、一方で西洋的な教育を採り入れようとしながら、一方では急進的改革を避け、伝統的・封建的な女子教育を保持したいとするものであった。当時の清朝政府の女子教育に対する方針が「女性は家庭」という伝統的な視点から依然脱しきっていない様子を窺い知ることができよう。とはいえ、この近代女子教育の発足が中国近現代教育に与えた影響は大きなものであったといえることができる。

一方、女徳に関わっている教科書の影響は海外にも及んだのである。寛平年間(889～897年)、藤原佐世の『日本国見在書目録』雑伝家の中に、その名が書きとめられていた。当時、唐伝宋尚宮『女論語』、明仁孝文皇后『内訓』、明末伝王節婦劉氏『女範捷録』の四点の著書を取め、王相の箋注が施され、合刻本として発行した『女四書』は、日本まで伝わった。それは、幕末の嘉永7年(1854年)、西坂衷により、彼の注も付されて翻刻された。また、明暦2年(1656年)に、辻原元甫は『女誠』、『女論語』、『女孝経』、『内訓』の四点本をまとめ、和解改作本として出版されてもいる。更に、明治以後、良妻賢母主義教育を遂行するため、人気を博した辻原元甫の原本を承けた和解評釈が現れた。主に、若江薫子の『和解女四書』(明治16年・1883年)、嘉悦孝子の『女四書評釈』(明治44年・1911年)、棚橋洵子の『女四書』(大正元年・1912年)等が相次いで刊行され、一定の読者を擁した。

終りに

上述したように、古代の女子教育は先ず、婦徳教育により礼儀からはじまっていた。それは、女子の思想、行動を規範化するものであるからだ。その形成は、長い歴史の中で徐々に発展してきた。「礼」という字は、原始社会において人々が祖先を祭祀する一統の儀式・規則ということ

であり、その漢字はもともと「禮」と書き、いわゆる「豊」を求めるために神に祭祀して「示」を現す。夏・商王朝から清代までの長い年月の変遷にもかかわらず、女性教育の中核になっている婦徳教育の言い方は多少変わっても、根本的なところは変わっていなかった。

それまでの清末時代のいくつかの近代化の努力は、いずれも伝統思想をそのまま保持するか、伝統思想を新しく解釈しなおすか、いずれにせよ儒教思想の否定ではなく、儒教思想の肯定の上に西欧の近代を取り入れようとするところから生まれたものであった。それはやはり、儒教思想は中国の民族に染み込んだ、中国民族の特質または民族性となって現れている。「忠孝仁義」「安分守己」「正名守法」等々の教えは、常に一つの社会通念、倫理基礎になっている。中国の伝統思想が、西欧近代思想との対立相剋を続ける葛藤の中で、中国の現実を踏まえつつ、すなわち中国伝統の文化・思想を生かしつつ自由に西欧近代思想を選び採り、中国民族の特質に結びついた中国独自のより高次の教育革新思想を打ち立てることによって、初めて可能となるのである。

1922年、民国教育部は「学校系統改革案」を公布した。この改革案は、中国における六・三・三制の採用を内容とするもので、中国教育史上重要な意義を持つ教育法令の一つである。この教育制度を、その年の干支によって「壬戌学制」と呼ぶ。新法令は、清末以来の日本型、ドイツ型による中央集権的な束縛から脱却し、アメリカ型による地方分権的方向へ転換したのである。

壬戌学制は中国教育史上において、初めて男女共学を認め、女子教育の発展に大きな役割を果たした。学制の改革とともに、社会では女子教育に対するさまざまな思潮があったが、中国の伝統的な女子教育の目標は、「良妻賢母」を養成することである。この論調の主張は、古代女子教育に述べた前漢の班昭の『女誡』を理論化、体系化したものであった。

注

- 1、陳宏謀『教女遺規・曹大家女誡・婦行第四』上巻 掃葉山房出版 1927年
- 2、『後漢書・列女伝第七十四、曹世叔妻』P.1045 上海古籍出版社 1987年
- 3、『後漢書・鄧皇后記』P.794～795 上海古籍出版社 1987年
- 4、『後漢書・列女伝第七十四、曹世叔妻』P.1045 上海古籍出版社 1987年
- 5、劉 {日句} 等編『旧唐書』卷五十二「后妃伝」下 中華書局 1988年
- 6、木村英一『老子の新研究』P.23～25 創文社 1959年
- 7、津田左右吉集『道学の思想とその展開』岩波書店 1977年
- 8、『史記』121 中華書局 1982年
- 9、『朱子語類・学七』卷十三 P.234 中華書局 1986年
- 10、周敦頤『周子通書・礼楽』第十三『張載集・文集佚存・女誡』P.354～355 中華書局 1978年
- 11、『後漢書』列女伝第七十四「曹世叔妻」P.2786 中華書局
- 12、『後漢書』列女伝第七十四「曹世叔妻」P.2787～2788 中華書局 1988年

- 13、『後漢書』列女伝第七十四「曹世叔妻」 P.2789 中華書局 1988年
- 14、『後漢書』列女伝第七十四「曹世叔妻」 P.2790・2791 中華書局 1988年
- 15、『程子遺書』卷22・『近思録』卷6 P.125～176
湯浅韋孫『中国倫理思想の研究』同朋社 1981年
- 16、「女学会書塾開館章程」『女学報』第9期
- 17、舒新城『中国近代教育史資料』下冊 P.801 人民教育出版社 1961年
- 18、舒新城『中国近代教育史資料』下冊 P.812 人民教育出版社 1961年
- 19、舒新城『中国近代教育史資料』下冊 P.810～811 人民教育出版社 1961年
- 20、舒新城『中国近代教育史資料』下冊 P.803 人民教育出版社 1961年
- 21、『大清光緒新法令』舒新城『中国近代教育史資料』下冊 P.802人民教育出版社 1965年

(さい しゅくふん：アジア文化学科 教授)